

独立行政法人住宅金融支援機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和 8 年 8 月 25 日
独立行政法人住宅金融支援機構

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条第 1 項に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に準じ、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画の対象は、機構が行うすべての事務及び事業とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 66%削減、2035 年度までに 81%削減、2040 年度までに 95%削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

機構が保有する建築物（宿舍を除き、敷地を含む。以下同じ。）において、2030 年度には設置可能な建築物の 100%に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物の Z E B 化

今後建築物を新築する場合は、原則 Z E B Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

新規導入・更新する公用車は、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車）がない場合等を除き、2023 年度以降全て電動車とし、使用する公用車全体でも 2030 年度までに全て電動車とすることを目指す。また、現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内

に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

機構が保有する建築物のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに機構が保有する建築物で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

目標達成に向け、以下の取組を進める。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 機構が新築する建築物における整備

機構が建築物を新築する場合は、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

イ 機構が保有する既存の建築物における整備

機構が保有する既存の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを目指す。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、機構が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、劣化状況に応じ蓄電池を買い換える。また、本店ビルでは、再生可能エネルギーである下水熱を使用する冷暖房設備を継続して活用する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を新築する場合は、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後建築物を新築する場合は、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当とすることを目指す。また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

ウ 空調設備を新設又は改修する場合は、温室効果ガスの排出の少ない設備を導入する。

エ 機構内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図る。また、役職員に室温に応じた服装を励行する。

オ 建築物の大規模改修時には、エネルギー消費機器や熱源の運用改善に効果的な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策の検討に努める。

カ 本店ビルにおいては、エネルギー管理システム（BEMS）を継続して活用し、エネルギー管理の徹底を図る。

（2）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

ア 建設資材の利用については、再生された又は再生できるものをできる限り使用する。

イ 雨水利用設備を継続して活用し、水の有効利用を図る。

ウ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFC（代替フロン的一种であるハイドロフルオロカーボン）を使用しない建設資材の利用を図る。

エ 敷地内の緑化を整備し、適切な散水に努める。

（3）新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガスの排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出削減等に配慮し、以下の取組を進める。

（1）電動車の導入に当たっての取組

新規導入・更新する公用車は、代替可能な電動車がない場合等を除き、2023 年度以降全て電動車とし、使用する公用車全体でも 2030 年度までに全て電動車とすることを目指す。また、現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

（2）LED照明の導入に当たっての取組

機構が保有する建築物のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指す。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進に当たっての取組

2030 年度までに機構が保有する建築物で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。また、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上

を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) G X製品の率先調達

物品の調達時にはグリーン購入を積極的に行う。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable（再生可能資材）

事務所から排出されるごみについては、分別回収ボックスを配置しつつ、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル及び Renewable（バイオマス化、再生材利用等）を徹底する。また、食品ロス削減に関する役職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンクへの寄附等の取組を積極的に行う。

(2) 機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出削減等

機構が主催するイベントの実施にあたっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励などの温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励などの廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなど、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。

(3) 役職員への啓発

エネルギー使用量の抑制の観点から、次のとおり役職員への啓発に取り組む。

ア 適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）【再掲】

イ 2フロア以内の移動時の階段利用

ウ 冷蔵庫の温度設定を「強」から「弱」に変更

エ 使用されていない会議室等の消灯

オ 使用されていない OA 機器等の切電

5. ワークライフバランスの確保・役職員に対する情報提供等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワーク及び Web 会議システムの活用等により、温室効果ガスの排出削減に努める。

(2) 役職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

役職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、社内 LAN 等により必要な情報提供を行う。

VI. 実施状況の点検等

本計画を機構ホームページ等で公表する。また、実施状況を毎年点検し、当該点検結果も機構ホームページ等で公表する。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

【独立行政法人住宅金融支援機構全体】

独立行政法人住宅金融支援機構温室効果ガス排出削減計画

			2013年度	2024年度		2030年度目標		2035年度目標		2040年度目標	
		(単位)			(13年度比)		(13年度比)		(13年度比)		(13年度比)
公用車燃料		kg-CO2	119,000	45,000	-62%	41,000	-66%	41,000	-66%	41,000	-66%
施設 の エ ネ ル ギ ー 使 用	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,022,000	453,000	-78%	618,000	-67%	324,000	-82%	50,000	-97%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,845,000	453,000	-75%						
	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,549,000	292,000	-81%	408,000	-70%	195,000	-86%	50,000	-96%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,372,000	292,000	-79%						
	(電気使用量)	kWh	3,646,010	2,470,400	-32%	2,786,732	-24%	2,364,903	-35%	2,364,903	-35%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.42	0.12	-0.30	0.25	-0.13	0.08	-0.30	0.02	-0.36
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.38	0.12	-0.26						
電気以外		kg-CO2	473,000	161,000	-66%	210,000	-56%	129,000	-73%	0	-100%
その他		kg-CO2	0	0	0	0	—	0	—	0	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,141,000	498,000	-77%	659,000	-66%	365,000	-81%	91,000	-95%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	1,964,000	498,000	-75%						

(※) 目標における排出係数使用の数値は、調整後排出係数を使用して算出した数値

独立行政法人住宅金融支援機構温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	2021年度	2030年度目標	2035年度目標	2040年度目標
保有する建築物のうち設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合(件数ベース)	%	— (設置件数:1件)	100	100	100
公用車に占める電動車の割合	%	68	100	100	100
保有する建築物のLED照明の導入割合	%	12	100	100	100
保有する建築物で調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	60	100	100